

茨城町空き地空き店舗活用支援事業補助金の概要について (補助対象要件、補助対象経費、補助金交付額、申請手続き)

1 補助対象要件

指定区域内の空き地空き店舗等において事業を営もうとする個人又は法人の方で、以下の要件を全て満たす方が対象となります。

要件

- (1) 1年以上継続して営業することが見込まれ、かつ週30時間以上営業を行うこと。
- (2) 町税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
- (3) 開業に際し、法律に基づく資格が必要な場合、当該資格を有し、又は開業までに有する見込みがあること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団、もしくは暴力団員又は警察当局から排除要請のある者でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業を行う者でないこと。
- (6) 茨城町商工会に加入すること。
- (7) 指定区域内における店舗移転でないこと。
- (8) 過去に当該補助金の交付を受けていないこと。
- (9) 他の公的制度による補助を受けていないこと。

2 補助対象となる区域

添付の地図において指定されている区域内

3 対象となる空き地空き店舗等とは

空き地：指定区域内において店舗又は住居を兼ねた店舗が開店できる状態の土地

空き店舗：かつて営業等（商店、事務所、倉庫など）の事業に使用されていた店舗等

4 補助対象経費、補助金額、補助期間

項目	補助対象経費	補助金の上限額
店舗賃借料	空き店舗等の賃借料 (敷金、礼金、保証金、管理費、共益費その他これらに類する費用を除く。) ただし、助成期間は営業を開始した日の属する月の翌日から1年間を限度とする。	月額 10万円
店舗新築費用	店舗新築に係る費用	100万円
店舗改修費用	店舗改修に係る費用	100万円

5 申請手続き

①補助金の申請

申請期限：空き地空き店舗等での営業を開始する日まで

添付書類：

- ①茨城町空き地空き店舗活用支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第2号）
- ③空き地空き店舗等の賃貸借契約書又は売買契約書の写し
- ④工事の見積書の写し
- ⑤（申請者が空き地空き店舗等の所有権を有していない場合）
所有者の工事施工等同意書（様式第3号）
- ⑥空き地空き店舗等の位置図、建物平面図
- ⑦（申請者が個人の場合）住民票又は運転免許証等の現住所を確認できるものの写し
- ⑧（申請者が法人の場合）定款又はそれに準ずるもの
- ⑨納税証明書又は町税等納付確認同意書（様式第4号）
- ⑩暴力団員でないことの誓約書（様式第5号）

②実績報告

（店舗の改装等に要する経費について）

報告期限：店舗の改装等に要する経費の支払いが完了した日から30日以内又は交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日まで

提出書類：

- ①茨城町空き地空き店舗活用支援事業補助金実績報告書（新築・改修）（様式第9号）
- ②工事等に係る領収書又は支払いを証明する書類の写し
- ③工事後の写真
- ④営業を開始したことが証明できる書類
- ⑤営業開始日から営業上の収支状況のわかる書類の写し
- ⑥営業活動中の写真

（店舗の賃借料に要する経費について）

報告期限：4月～9月までの賃借料の支払い→10月30日までに

10月～3月までの賃借料の支払い→3月31日までに

賃借料の補助対象期間が終了した場合→終了した月の翌月以内に

提出書類：

- ①茨城町空き地空き店舗活用支援事業補助金実績報告書（賃借料）（様式第10号）
- ②賃借料の支払いを証明する書類の写し
- ③営業開始日から営業上の収支状況のわかる書類の写し
- ④営業活動中の写真

③補助金の請求

請求期限：補助金確定通知書（様式第11号）を受領後、速やかに

提出書類：

①茨城町空き地空き店舗活用支援事業補助金交付請求書（様式第12号）

問い合わせ先

茨城町生活経済部商工観光課 商工観光グループ

TEL：029-240-7124 FAX：029-292-6748

茨城県東茨城郡茨城町小堤 1080